

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域

静岡県地域医療構想に定める駿東田方圏域

2. 参加法人

学校法人順天堂

医療法人社団慈広会

静岡県厚生農業協同組合連合会

医療法人社団一就会

日本赤十字社

独立行政法人地域医療機能推進機構

3. 理念・運営方針

(理念)

- ① 人口減少、高齢化、過疎化が進む中で、静岡県東部において継続的かつ安定的な医療提供が行われるよう地域の医療機関が一体となって医療提供体制の維持及び確保を図る。
- ② 地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を果たすよう努める。

(運営方針)

- ① 病病・病診連携の強化を図り、地域医療ネットワークの中心的役割を果たす。
- ② 参加法人が相互に機能（診療機能、病床規模）の適正化を図り、各種の業務連携を進め、良質な医療を効率的かつ安定的に提供できる医療提供体制の構築を図る。
- ③ 地域包括ケアシステムの構築を進め、地域住民が住み慣れた地域で、継続して適切な医療・介護・福祉及び生活支援等が受けられる取組みを支援する。

4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

(1) 医療連携の分担及び業務連携のための取組

- ・ 地域の医療機関との相互理解を深め、紹介・逆紹介等の医療提供をスムーズに行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 地域医療連携クリティカルパスを活用し、患者情報の共有により医療提供の円滑化を図る。
- ・ ICT を用いた地域医療連携ネットワーク構築に向けて、他の医療機関との研究に積極的に参加する。

(2) 医療機器等の共同利用等

- ・ 高額医療機器の重複投資を抑制することを目的として、参加法人間で共同利用を行う。

(3) 医療従事者の資質向上に関する共同研修

- ・ 参加法人間で研修会を実施し、多職種連携のスキルを向上させる。

(4) 病床の活用等連携に向けた取組

- ・ 地域医療連携推進法人への参加法人間においては、病床過剰地域においても病床の融通を行うことが可能であり、病床の廃止等がある場合においては、地域医療構想の実現に向け、病床規模の適正化を図るため、病床調整等法人間での活用についての検討を行う。

(5) 医療従事者の確保・育成のための仕組みづくり

- ・ 各施設が安定的、積極的に医療提供を行うことができるよう、必要に応じて参加法人間で職員の派遣を行う。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業と介護施設の連携強化

(1) 入院患者の在宅療養生活への円滑な移行の推進

- ・ 入院前から退院時の相談業務等を通じて、入院患者の在宅療養生活への円滑な移行の推進を図る。